



影岡 俊範 議員

**問** 「带状疱疹後神経痛」は、斑点や水ぶくれの消失後、痛みが数か月から数年にわたる場合や睡眠や日常生活に支障をきたすほど重篤な場合もある。

**答** 予防法として带状疱疹ワクチンがあるが、費用が高額なため助成を求める声が上がっている。本町の考えは。

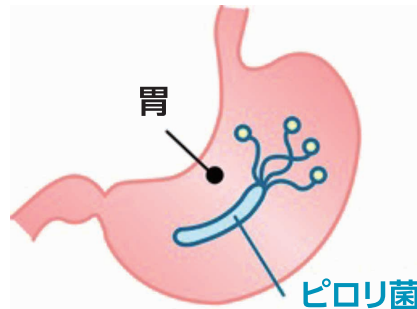
**答** 予防接種法では、伝染のおそれがある疾病の発生や病気のまん延を予防するために公衆衛生の見地から、一定の疾病について、国、地方自治体がワクチン接種費用の全部又は一部を負担して定期予防接種を実施している。

带状疱疹は、定期予防接種には位置付けられていない。带状疱疹のワクチン接種は、個人の発症予防を目的としたものであつて、公益上の必要性に疑問があるため、接種費用の補助は考えていない。

**問**

胃がんリスク検査の導入は。胃がんリスク検査は、胃がんの大きな原因と言われるピロリ菌の有無と、胃の萎縮度を調べることにより「胃がんのなりやすさ」を調べる検査であり、胃がんの早期発見、早期治療につながる検査ではないため、現在、胃がん検診においては実施していない。

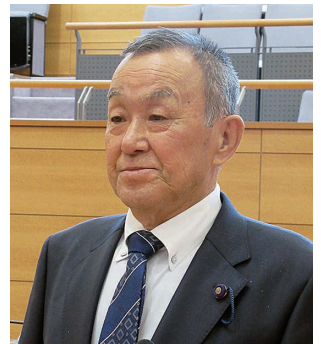
なお、国では、胃がんリスク検査の胃がん検診への導入について検討しており、国の動向を注視したいと考えている。



**ピロリ菌とは**  
胃の粘膜に「すみつく」細菌のこと。感染が長期間続くと、慢性萎縮性胃炎が進行して胃がんなどを引き起こす可能性があると考えられている。WHO(世界保健機構)は、ピロリ菌を「確実な発がん因子」と認定している。

**意見**

健全な家庭生活の維持・医療費の増大抑止を予防医療の観点で積極的に取り組むよう強く要望する。



西村 元一 議員

**問**

福祉避難所の開設は。町と指定している9施設の設置者とが連携して令和2年度に福祉避難所開設訓練を実施した。引き続き訓練を計画、実施できるように努めたい。

**問**

要配慮者の基準は。本町の地域防災計画では「要配慮者」を災害対策基本法と同様に「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義している。

**問**

浸水想定区域内の要配慮者の人数は。令和4年10月末現在の75歳以上の高齢者は5132人、障がい者は1492人、6歳以下の乳幼児は1612人。

また、令和4年7月の介護サービス利用実績及び障がい者への給付実績によると、車椅子、歩行器を必要とする人数は253人で、電動ベッドを必要とする人

数は184人。

**問** 避難所における要配慮者への対応は。

**答** 災害に対する万全の備えは非常に困難な課題であるが、福祉避難所の人的、物的課題を洗い出し、町内の防災組織と連携を図り、必要となる災害物品の補充を行うなど、要配慮者が安全に避難し、避難生活を送れるよう努めたい。



避難所の医療機器の対応は

**問**

入札予定価格を事前公表とする考えは。

**答** 県内で事後公表としている市町は本町のみとなったが、大学教授からも意見をいただき検討を重ねた結果、事前公表によるデメリットの方が大きいと判断し、今後も事後公表を継続する。

